

渋川市犯罪被害者等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、犯罪により害を被った者及びその遺族又は家族（以下「犯罪被害者等」という。）が受けた被害の早期回復又は軽減及び犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、犯罪被害者等に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含み、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 二親等以内の親族 配偶者を除く親族関係にある父母、子、兄弟姉妹、祖父母及び孫をいう。
- (3) パートナー 渋川市パートナーシップ宣誓制度実施要綱第6条に規定する受領証及び宣誓書の写しの交付を受けてパートナーと認められた者をいう。
- (4) 二次被害 犯罪による直接的な被害以外の犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- (5) 再被害 犯罪被害者等が、当該犯罪の加害者から犯罪により再び受ける被害をいう。
- (6) 弁護士 弁護士法（昭和24年法律第205号）第8条に規定する弁護士名簿に登録されている者をいう。
- (7) 法律事務所 弁護士法第20条に規定する法律事務所をいう。
- (8) 着手金 弁護士又は法律事務所（以下「弁護士等」という。）が事案の処理を受任する際に発生する費用であって、当該処理の対価の一

部となるものをいう。

(9) 公認心理師 公認心理師法（平成27年法律第68号）第28条の公認心理師登録簿の登録を受けた者をいう。

(10) 臨床心理士 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認める臨床心理士の資格を有する者をいう。

(11) 自立支援医療 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第24項に規定する自立支援医療をいう。

(12) 一時預かり事業 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7項に規定する一時預かり事業をいう。

(13) 認可外保育施設 児童福祉法第59条の2の規定により、届出を行った施設をいう。

(14) 子育て支援施設 一時預かり事業を行う施設、認可外保育施設その他の子育て支援施設をいう。

(15) 家事 調理、洗濯、掃除、買物及び育児をいう。

(16) 市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき渋川市の住民基本台帳に記録されている者をいう。

(17) 重傷病 負傷又は疾病であつて、その療養に要する期間が1か月以上であると医師により診断されたものをいう。

（遺族又は家族の範囲）

第3条 この要綱において、補助金の交付の対象となる遺族（以下「遺族」という。）は、犯罪により死亡した者の死亡時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 犯罪により死亡した者の配偶者

(2) 犯罪により死亡した者の二親等以内の親族

(3) 犯罪により死亡した者とパートナーの関係にある者

2 この要綱において、補助金の交付の対象となる家族（以下「家族」という。）は、犯罪が行われた時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 犯罪により被害を受けた者の配偶者

- (2) 犯罪により被害を受けた者の二親等以内の親族
- (3) 犯罪により被害を受けた者とパートナーの関係にある者
(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 犯罪被害者等が犯罪により受けた被害、それに関係する二次被害及び再被害（以下「犯罪等」という。）に係る経済的負担及び心理的負担の軽減及び円滑な解決を図るため、弁護士等に相談する事業又は解決を依頼する事業（以下「弁護士等相談・依頼事業」という。）
- (2) 犯罪等により精神に被害を受けた犯罪被害者等が犯罪等により精神が受けた被害を回復し、日常生活を円滑に営むことができるようにするため、精神科、心療内科等による医療行為又は公認心理師若しくは臨床心理士によるカウンセリング（以下「カウンセリング」という。）を受ける事業（以下「精神的負担軽減事業」という。）
- (3) 犯罪等により育児に支障を来している犯罪被害者等が育児の負担を軽減し、日常生活を円滑に営むことができるようにするため、子育て支援施設を利用する事業（以下「子育て施設利用事業」という。）
- (4) 犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等が居住の安定を図るため、従前の住居から転居し、又は住居を復旧する事業（以下「居住安定事業」という。）
- (5) 犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等が一時的に居住の安定を図るため、宿泊施設に宿泊する事業（以下「一時避難事業」という。）
- (6) 犯罪等により日常生活を営むことが困難となった犯罪被害者等が家事等の負担を軽減するため、家事の代行等を依頼する事業（以下「家事代行依頼事業」という。）
(補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者は、補助対象事業を実施する者とし、補助対象事業に応じて別表第1に掲げる条件のいずれかを満たし、かつ、次に掲げる条件を満たすものとする。ただし、居住安定事業又は一時避難

事業を実施する者は、第2項の規定を満たさなければならない。

- (1) 犯罪被害が警察への照会等により客観的に確認できること。
- (2) 犯罪被害を被ったときに市民であること。
- (3) 渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (4) 市税を滞納していないこと。
- (5) 同一の事件について、他の地方公共団体から同種の補助金等の交付を受けていないこと。

2 前項において、居住安定事業又は一時避難事業を実施する者が満たさなければならない条件は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該住居に居住し続けることが困難であると市長の承認を得ることとする。

- (1) 住居において犯罪が発生し、居住し続けることが精神的に困難であること。
- (2) 犯罪により住居が汚損、滅失又は損壊したために居住することが困難であること。
- (3) 住居を特定され、二次被害や再被害を受ける可能性があること。
- (4) 犯罪によって、生計又は生活を維持することができず、従来 of 生活が困難となっていること。
- (5) 本要綱に基づく居住安定推進事業の補助金の交付を受けた後、転居先において第3号に該当し、再び転居が必要となっている状況にあること。

（補助対象経費等）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）
、補助率、補助金の限度額及び補助金の交付回数等は、別表第2に掲げるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

事業名	補助対象者の条件
弁護士等相談・依頼事業	(1) 遺族 (2) 犯罪により重傷病を負った者
精神的負担軽減事業	(1) 遺族 (2) 犯罪により重傷病を負った者 (3) その他市長が犯罪等により心理的な負担があり、日常生活を円滑に営むことができないと認めた者
子育て施設利用事業	(1) 小学生以下の子どもと同居する遺族 (2) 小学生以下の子どもと同居する者であって、犯罪により重傷病を負ったもの (3) その他市長が犯罪等により心理的な負担があり、通常の育児ができないと認めた者
居住安定事業 一時避難事業	(1) 犯罪発生時に犯罪被害者と同居していた遺族 (2) 犯罪により重傷病を負った者 (3) 放火（刑法第108条、第111条第1項又は第117条第1項の罪をいう。）による被害を受けた者 (4) その他市長が犯罪等により心理的な負担又は二次被害若しくは再被害を被る可能性があり、安定した居住ができないと認めた者
家事代行利用事業	(1) 遺族 (2) 犯罪により重傷病を負った者 (3) その他市長が犯罪等により心理的な負担があり、通常の家事ができないと認めた者

別表第2（第6条関係）

事業名	補助対象経費	補助率	補助金の 限度額	補助金の交 付回数等
弁護士等 相談・依 頼事業	(1) 弁護士等への相談 に係る経費	2分の1	1事件につき 5千円	1事件につ き1回を限 度とする。
	(2) 弁護士等との契約 に基づき支払う着手金	2分の1	1事件につき 15万円	
精神的負 担軽減事 業	精神科医等が行う心理的 負担に係る医療行為又は カウンセリングに係る自 己負担額（自立支援医療 制度等による公費負担額 を控除した額）	10分の 10	1回の受診又 はカウンセリ ングにつき1 人5千円	1事件につ き1人12 回を限度と する。（1 家族最大2 4回まで）
子育て施 設利用事 業	子育て施設の利用料	10分の 10	子ども1人に つき1日1回 当たり3千円	1事件につ き20回を 限度とする 。
居住安定 事業	(1) 新たな住居に入居 する費用のうち、従前 の住居における引越に 係る運送及び荷造り、 不用品の廃棄等に係る 費用並びに新たな住居 に入居する際に要する 敷金、礼金、仲介手数 料、火災保険料、保証 料及び日割り家賃 (2) 犯罪発生前の状態 に住居を復旧するた めに要する修繕費	10分の 10	1事件につき 20万円	1事件につ き1回を限 度とする。 ただし、第 5条第2項 第5号の場 合において は2回を限 度とする。

一時避難事業	宿泊施設における宿泊に要する経費	2分の1	1泊当たり7千円	1事件につき連続した7泊を限度とする。
家事代行利用事業	家事代行等の依頼に要する経費	10分の10	1時間当たり4千円	1事件につき90時間を限度とする。

※1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。